

社会福祉法人
学校法人※
更生保護法人

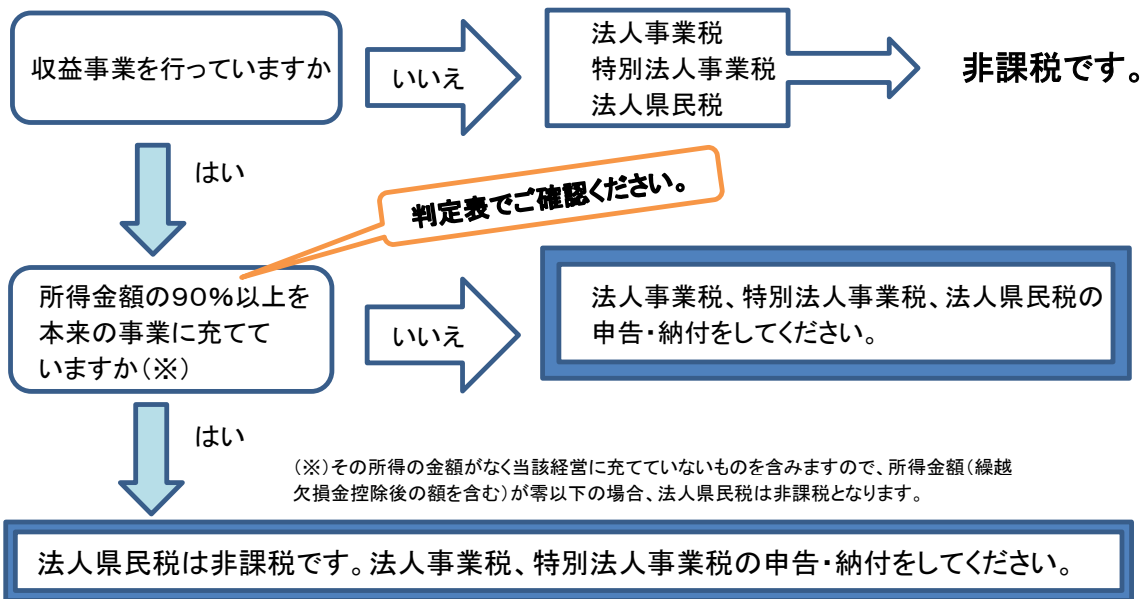
の

法人事業税
特別法人事業税
法人県民税

※学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人

社会福祉法人等が収益事業を行う場合(税務署に法人税の申告が必要)は、原則として、法人事業税、特別法人事業税、法人県民税が課税されます。

社会福祉法人等に対する標題の課税に関する概要については、次のとおりです。



税率等

◆法人事業税(所得金額に次の事業税税率を乗じた金額)

◆特別法人事業税(課税標準は法人事業税の所得割の税額)

適用区分	H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度		R1.10.1以後に開始する事業年度から適用	
	事業税税率	地方法人特別税率	事業税税率	特別法人事業税税率
年400万円以下の所得	3.4%	43.2%	3.5%	37%
年400万円超～800万円以下の所得	5.1%		5.3%	
年800万円超の所得	6.7%		7%	

◆法人県民税

(1)均等割 年額20,500円

(2)法人税割(法人税額に課税されます)

適用区分	H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度	R1.10.1から開始する事業年度から適用
法人税額が年1,000万円以下の法人	3.2%	1%
法人税額が年1,000万円を超える法人	4%	1.8%

※ 収益事業に該当するか否かにつきましては、税務署にご相談ください。

※ 収益事業を行う場合は、納付すべき税額の有無に関わらず、事業年度終了の日から2月以内に申告・納付してください。

※ その他ご質問等ございましたら、県税事務所又は税務課までお問い合わせください。